

## 令和7年4月からの確認済証等の押印廃止及び電子交付について

令和7年3月

お客様各位

一般財団法人福岡県建築住宅センター

日頃より当センターをご利用いただきありがとうございます。

令和6年12月27日付で公布された「建築基準法及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(国交省令第111号)」により、建築基準法等に規定する確認済証、評価書等について、押印を不要とする様式に改められました。(令和7年4月1日施行)

本省令に基づき、当センターでは以下のとおり、施行日以降に交付する各種様式への押印は行わないことといたします。

また、これに関連して電子申請における確認済証等の電子交付が可能となりますので以下の通りに取り扱わせていただきます。

### 【押印の廃止について】

- 1.開始日 令和7年4月1日交付分より
- 2.対象業務 確認検査業務、建築物エネルギー消費性能適合性判定業務、住宅性能評価業務（長期使用構造等確認を含む。）  
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務

### 【電子交付について】

- 1.開始日 令和7年4月1日申請受付分より
- 2.対象業務 確認検査業務、建築物エネルギー消費性能適合性判定業務、住宅性能評価業務（長期使用構造等確認を含む。）  
建築物省エネルギー性能表示（BELS）業務  
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務

電子交付の開始に伴い、各種申請の際には申請申込書（兼 後納申出書）の添付を新たにお願いすることとなりました。（電子交付の有無に限らず全ての申請に添付をお願いします。）

なお、電子交付に関しては原則 NICEWEB システムによる交付とさせていただきますので、電子交付をご希望の際には電子申請のご利用をお願いいたします。

※お問い合わせはご利用の各事務所までお願いいたします。

